



令和8年4月9日
十日町市総務課

市職員の懲戒処分の公表について

十日町市において、令和8年4月9日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

【事案1】

- 被処分者 本庁勤務の職員（主任、30歳代）
- (1) 処分内容 戒告
- (2) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
(法令違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行)
- (3) 事件概要 当該職員は、令和7年8月21日から9月17日の間において計5日欠勤した。
- (4) 上司の処分等 なし

【事案2】

- 被処分者 出先機関勤務の職員（主査、50歳代）
- (1) 処分内容 戒告
- (2) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
(法令違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行)
- (3) 事件概要 当該職員は、令和7年10月7日から10月14日の間において計4日5時間45分欠勤した。
- (4) 上司の処分等 なし

<市長のコメント>

日頃より、職員には、服務規律の確保や職務専念義務の徹底について厳格に指導して参りました。しかし、再三の指導にもかかわらず、このような事件の発生により市民の皆様への信頼を裏切る結果となりましたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

事件の再発防止に万全を期すとともに、全職員が一丸となって市民の皆様への信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

■お問合せ先

十日町市総務部総務課 人事係
担当：金澤 ☎025-757-9787（直通）